

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1 厚生労働大臣		1 健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令(以下「主務省令」という。)第3条で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令第3条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
2 全国健康保険協会		2 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第4条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第4条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
3 健康保険組合		3 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第5条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第5条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
4 厚生労働大臣		5 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令第7条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第7条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
5 全国健康保険協会		7 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第9条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第9条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
6 都道府県知事		11 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令第13条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第13条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
7 都道府県知事		13 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第15条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第15条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
8 市町村長		15 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令第17条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第17条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
9 都道府県知事又は市町村長		20 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第22条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第22条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
10 市町村長		28 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令第30条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第30条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
11 市町村長		37 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第39条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第39条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
12 都道府県知事		39 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第41条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第41条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
13 市町村長		48 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第50条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
14 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長		53 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。主務省令第55条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第55条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
15 日本私立学校振興・共済事業団		57 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第59条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第59条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
16 厚生労働大臣又は共済組合等		58 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令第60条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第60条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
17 文部科学大臣又は都道府県教育委員会		59 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令第61条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第61条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
18 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会		63 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令第65条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第65条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
19 国家公務員共済組合		65 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第67条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第67条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
20 国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第68条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第68条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
21 市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第71条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第71条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
22 厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令第75条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第75条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
23 市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第77条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第77条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
24 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。主務省令第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第78条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
25 都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令第83条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第83条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
26 地方公務員共済組合	83	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第85条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第85条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
27 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第86条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第86条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
28 市町村長	86	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令第88条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第88条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
29 市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第89条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第89条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
30 厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令第93条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第93条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
31 都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令第94条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第94条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
32 市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第98条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第98条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
33 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令第108条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第108条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
34 市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令第110条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第110条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
35 厚生労働大臣	110	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令第112条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第112条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
36 厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令第114条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第114条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
37 後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第117条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第117条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
38 厚生労働大臣	118	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令第120条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第120条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
39 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令第126条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第126条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
40 厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第131条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第131条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
41 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	130	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第132条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第132条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
42 市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第134条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第134条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
43 都道府県知事	136	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令第138条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第138条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
44 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第139条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第139条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
45 厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令第140条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第140条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
46 独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第143条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第143条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
47 厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令第144条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第144条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
48 都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令第146条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第146条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
49 厚生労働大臣	149	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令第151条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第151条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
50 厚生労働大臣		150 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令第152条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第152条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
51 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会		151 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令第153条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第153条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
52 厚生労働大臣		152 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令第154条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第154条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
53 市町村長		155 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令第157条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第157条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
54 厚生労働大臣		156 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令第158条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第158条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
55 都道府県知事		158 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第160条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第160条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
56 百六十 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))		160 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令第162条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第162条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

提供先	①法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表が根拠とな る場合は、項番 号のみで記載)	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の 対象となる本人の 数	⑤提供する情報の 対象となる本人の 範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
57	地域優良賃貸住宅制度要綱 (平成19年3月28日付け国 住備第160号国土交通省住 宅局長通知)第2条第9号に 規定する地域優良賃貸住宅 (公共供給型)又は同条第1 6号に規定する公営型地域 優良賃貸住宅(公共供給型) の供給を行う都道府県知事 又は市町村長	163 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令第165条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第165条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
58	都道府県知事	164 「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令第166条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第166条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
59	都道府県知事	165 「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第167条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度
60	都道府県知事	166 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令第168条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第168条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	情報提供ネットワークシステム	提供を求められた都度

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1 障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令第17条で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令第17条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
2 こどもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第22条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第22条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
3 健康づくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令第30条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第30条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
4 障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第39条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第39条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
5 市民サービス部(税制・市民税担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第50条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
6 市民サービス部(固定資産税担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第50条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
7 市民サービス部(徴収・納付担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第50条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
8 まちづくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。主務省令第55条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第55条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	紙	移転を求められた都度
9 市民サービス部(国民健康保険担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第71条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第71条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
10 障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令第77条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第77条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
11	まちづくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。主務省令第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第78条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	紙	移転を求められた都度
12	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令第88条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第88条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
13	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第89条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第89条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
14	子育て支援課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第98条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第98条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
15	子どもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令第108条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第108条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
16	防災課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令第110条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第110条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
17	住宅政策課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令第126条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第126条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
18	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第134条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第134条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
19	保健予防課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第139条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第139条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
20	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令第146条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第146条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
21	保育課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令第157条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第157条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
22	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令第162条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第162条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
23	住宅政策課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第4項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令第165条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令第165条で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
24	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(2)	児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
25	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(3)	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
26	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(6)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
27	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(8)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
28	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(10)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
29	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(11)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
30 保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(12)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
31 市民サービス部(国民健康保険担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(16)	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
32 市民サービス部(国民健康保険担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(17)	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
33 こどもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
34 こどもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
35 子育て支援課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(25)	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
36 こどもを守る課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(27)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特別給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
37 市民サービス部(後期高齢者医療担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(29)	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
38	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(30)	昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
39	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(31)	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
40	高齢介護室	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(32)	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
41	健康づくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(34)	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
42	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(36)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
43	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
44	保育課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
45	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第3項別表第2(40)	寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
46	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(41)	寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
47	市民サービス部(医療助成担当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(42)	寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
48	健康づくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(43)	予防接種の実施等に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
49	健康づくり推進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(44)	がん検診等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
50	子育て支援課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(45)	不育症治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度
51	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(46)	外国人生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	専用線	住民基本台帳ファイルの更新の都度